

新型コロナワクチン接種費用補助要領

1 目的

当該被保険者が新型コロナワクチン接種を受けた場合、その費用の一部を助成することで、被保険者の新型コロナ感染の防止を図る。

2 助成対象者

全ての被保険者を対象とする。ただし、住所地市町村から補助を受けられる 65 歳以上の方及び 60 歳以上 65 歳未満で基礎疾患を有する方は除く。

3 助成金の額

- (1) 1 人につき同一年度内において、1 回を限度として 2,000 円を補助する。
- (2) 自院接種の場合も補助の対象とする。

4 補助交付手続

- (1) 「新型コロナワクチン接種補助請求書」(様式 1) に次の書類を添付して請求すること。
 - ア 他院接種の場合、接種を受けた医療機関の接種料金の領収書(写)
 - イ 自院接種の場合、接種を受けた者の問診票(写)
- (2) 組合は、請求書を審査のうえ、請求者の指定口座に振込する。
ただし、対象は年度末(3月31日)までに接種したものとし、請求期限を4月末とする。

5 その他

- (1) この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
- (2) この要領に定めるほか、細部については理事長が定める。

